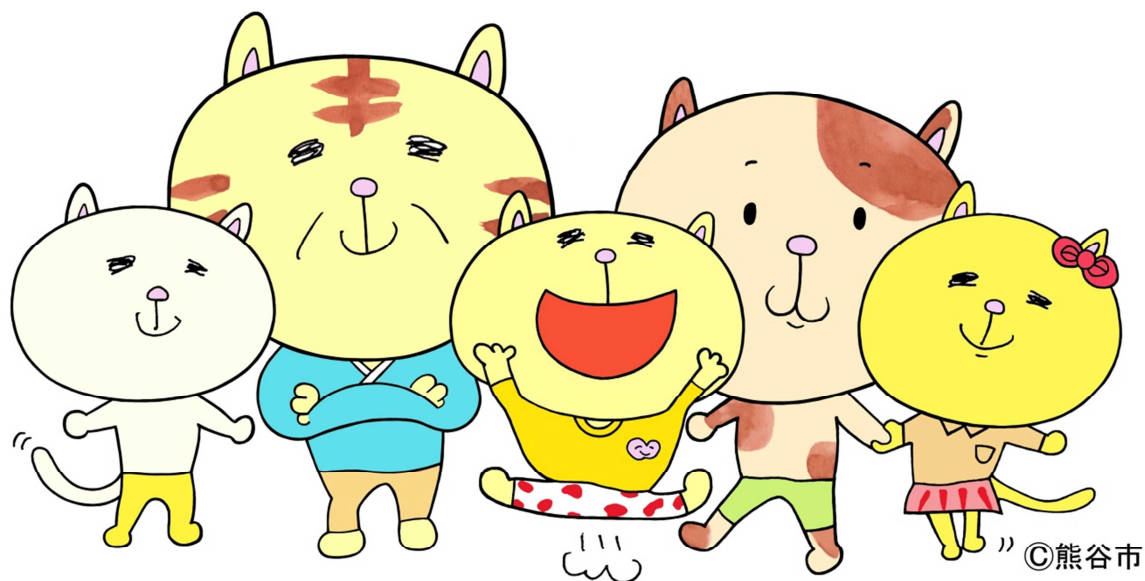


令和3年度 土地公売案内書

(保留地：先着順による随意契約)

熊谷市土地区画整理事務所



令和3年度上石第一土地区画整理事業保留地公売

- 公 売 方 法 先着順による随意契約

- 申 込 方 法 窓口と電子申請システムにより受け付けます。
 なお、郵送・電話による申し込みはできません。

- 契 約 期 間 保留地の売渡決定の通知後2週間以内に契約します。

- 土 地 代 金 保留地売買契約の締結後60日以内に、土地代金から契約保証金を差
 の 納 入 期 日 し引いた額を納入していただきます。

- 土地の引渡し 土地代金の完納を確認した時点で引渡します。これ以降、土地を使用、
 管理していただくこととなります。

窓口受付

- 申込受付期間 令和3年5月31日（月）～令和4年3月31日（木）
 午前9時～午後5時
 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- 申込受付場所 熊谷市土地区画整理事務所（案内図参照）
 所在地 熊谷市中西四丁目20番15号
 電話 （048）527-5335
- 必要書類の提出 申し込み時あるいは申し込み後2週間以内（必着）に窓口あるいは郵
 送で提出してください。

電子申請システムによる受付

- 申込受付期間 令和3年5月31日（月）～令和4年3月31日（木）
 随時（システムのメンテナンス時を除く）
- 申込受付場所 熊谷市 電子申請・届出サービス
 http://www.city.kumagaya.lg.jp/kurashi/tetsuduki/densi_sinsei/shinsei.html
- 必要書類の提出 仮受付通知に記載する期日まで（必着、概ね2週間）に窓口あるいは
 郵送で提出してください。

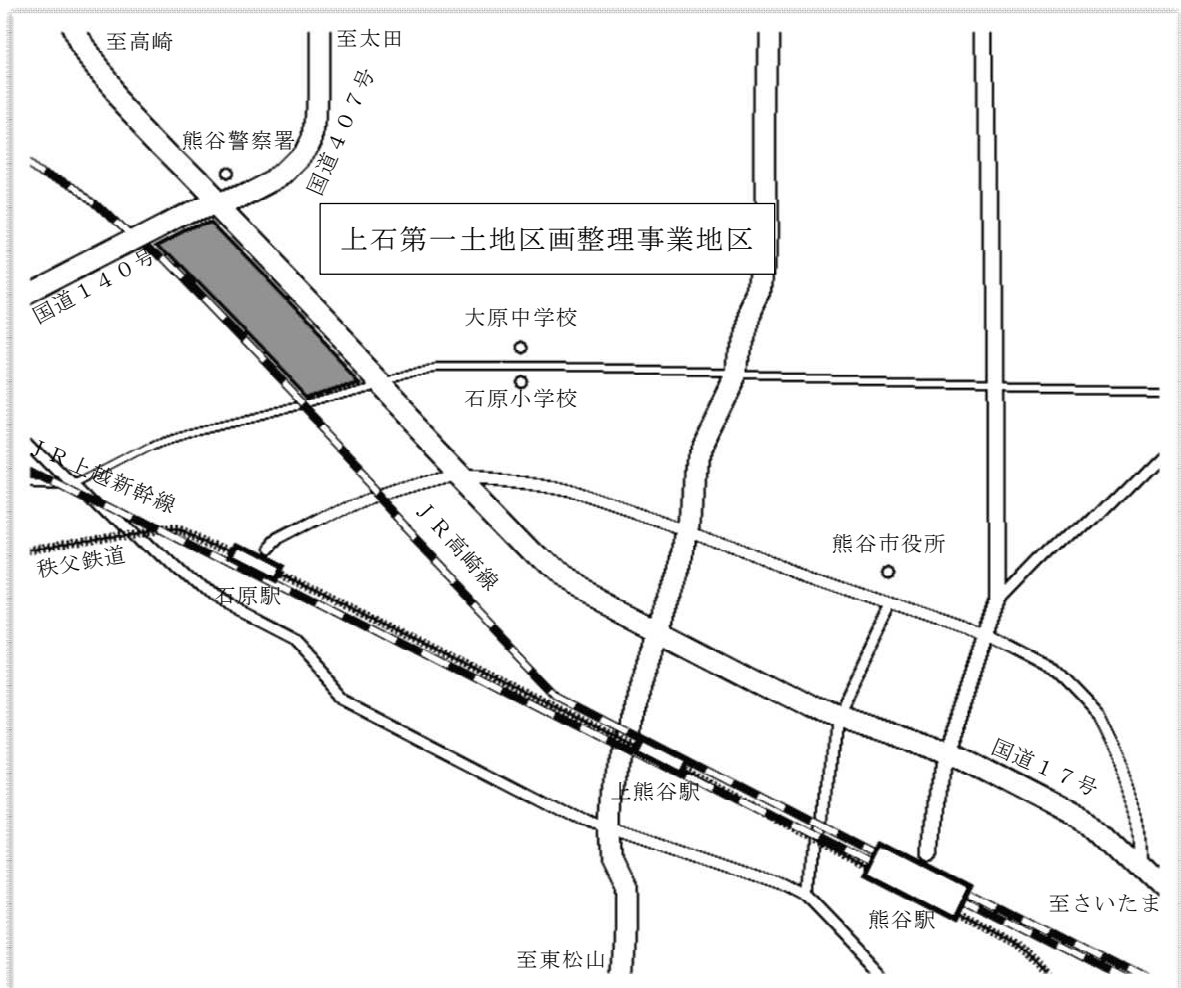
保留地公売地区の概要

上石第一土地区画整理事業地区は、J R高崎線熊谷駅から北西へ約2.5 km、秩父鉄道石原駅から北へ約1 kmに位置しています。北東側を一般国道17号、北西側を一般国道140号、南西側をJ R高崎線、南東側を旧秩父街道に囲まれた面積約13.5 haの地域です。現在は約70%の整備が済んでいます。

用途地域は主に第一種住居地域です。

今回公売する保留地は、上下水道が整備済で、すぐに利用できます。なお、雨水は、原則として宅地内で浸透処理していただきます。

公園は3か所整備する予定です。



保留地公売の申し込み要領

この申し込み要領をよく読んだうえでお申し込みください。

1 公売方法

先着順による随意契約です。

2 申し込み資格

- (1) (3)に該当する方以外で指定期日までに確実に土地代金をお支払いいただける方であれば、個人・法人を問わずどなたでも申し込むことができます。
- (2) 共有で申し込みができるのは、夫婦、親子、兄弟姉妹に限ります。この場合、保留地買受申請書に共有者を連署してください。
- (3) 次の事項に該当する方は申し込みできません。
 - ア 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない方
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団及びその暴力団員
 - ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
 - エ 不正な利益を得るために連合した方
 - オ 税金を滞納している方
- (4) 受付後の変更は一切お受けできませんので、誤りの無いように申し込みをしてください。
- (5) 申込者はそのまま土地の所有者（登記名義人）となります。

3 申し込み方法

窓口と電子申請システムにより受け付けます。郵送・電話による申し込みはできません。なお、先着順による公売となりますので、先着の申込みがあった場合はその申し込みが取り消しとならない限り受け付けできません。あらかじめ御了承ください。

(1) 窓口での申し込み

購入を希望する方は、「保留地買受申請書」（別紙様式第4号）を申込受付期

間内に提出してください。申し込み時あるいは申し込み後2週間以内（必着）に4に挙げる必要書類を直接あるいは郵送で提出していただきます。

ア 申込受付期間および受付時間

令和3年5月31日（月）～令和4年3月31日（木）

午前9時～午後5時

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

イ 申込受付場所

熊谷市土地区画整理事務所（案内図参照）

(2) 電子申請システムでの申し込み

購入を希望する方は、申込受付期間内に「熊谷市 電子申請・届出サービス」で申し込んでください。申し込み内容、先着の有無を確認の後、仮受付通知を送付いたします。仮受付通知に記載した期限まで（必着、概ね2週間）に4に挙げる必要書類を直接あるいは郵送で提出していただきます。

ア 申込受付期間および受付時間

令和3年5月31日（月）～令和4年3月31日（木）

随時（システムのメンテナンス時を除く）

イ 申込受付場所

熊谷市 電子申請・届出サービス

http://www.city.kumagaya.lg.jp/kurashi/tetsuduki/densi_sinsei/shinsei.html

4 必要書類

申し込みに必要な書類は、次の通りです。窓口の場合は熊谷市土地区画整理事務所へ平日の午前9時から午後5時までの間にご持参ください。郵送の場合は、到着の確認を行うか配達証明等を利用してください。

(1) 個人の場合は、住民票の写し 1通

申請者『名義人となる方』が記載されている世帯一部または全部のもので発行から3か月以内のもの

(2) 法人の場合は、履歴事項全部証明書 1通

発行から3か月以内のもの

(3) 身分証明書（本籍地の市区町村長が発行） 1通

(4) 登記されていないことの証明書（法務局が発行） 1通

(5) 納税証明書又は非課税証明書 1通

個人の場合	ア 住民税、固定資産税、軽自動車税および国民健康保険税のうち一部あるいは全部課税されている方	住所地の市町村が発行する納税証明書で課税されている税目が全て記載された最新のもの
	イ 上段ア以外の方	住所地の市町村が発行する非課税証明書で最新のもの
法人の場合	ウ 熊谷市内に本・支店等を置く法人	法人市民税納税証明書
	エ 上段ウ以外の法人	法人税納税証明書（注1）
	オ 申請する全法人	消費税及び地方消費税納税証明書（注2）

（注1、注2 関係）法人税、消費税等納税証明書については、申告先の税務署が発行する納税証明書「その3の3」（法人税及び消費税等納税証明書）

5 契約

- (1) 窓口に必要な書類を持参した時、又は日程を調整したうえで、契約の説明をいたします。
- (2) 保留地売渡決定通知書等を発送した後2週間以内に契約を締結します。
- (3) 契約日までに土地代金の100分の10以上を契約保証金として納入してください。この契約保証金は、土地代金の一部に充当します
- (4) 保留地売買契約書の条項に違反したときは、市は契約を解除することができます。
- (5) 契約が解除された場合、契約保証金は違約金として取り扱いますので、返却いたしません。ただし、契約解除の申出が正当な理由によると認められた場合は、その限りではありません。
- (6) 契約時には、次のものをご用意いただきます。
 - ア 契約保証金の領収書
 - イ 印鑑（実印）
 - ウ 印鑑証明書 1通
 - エ 収入印紙

オ 共有の場合は、共有持分明示申出書（必要な方にお渡しします。）

6 土地代金

- (1) 土地代金（残金）は、保留地売買契約後60日以内に納入していただきます。
- (2) 土地代金の完納を確認した時点で土地を引き渡します。これ以降、土地を使用し管理していただきます。

7 その他

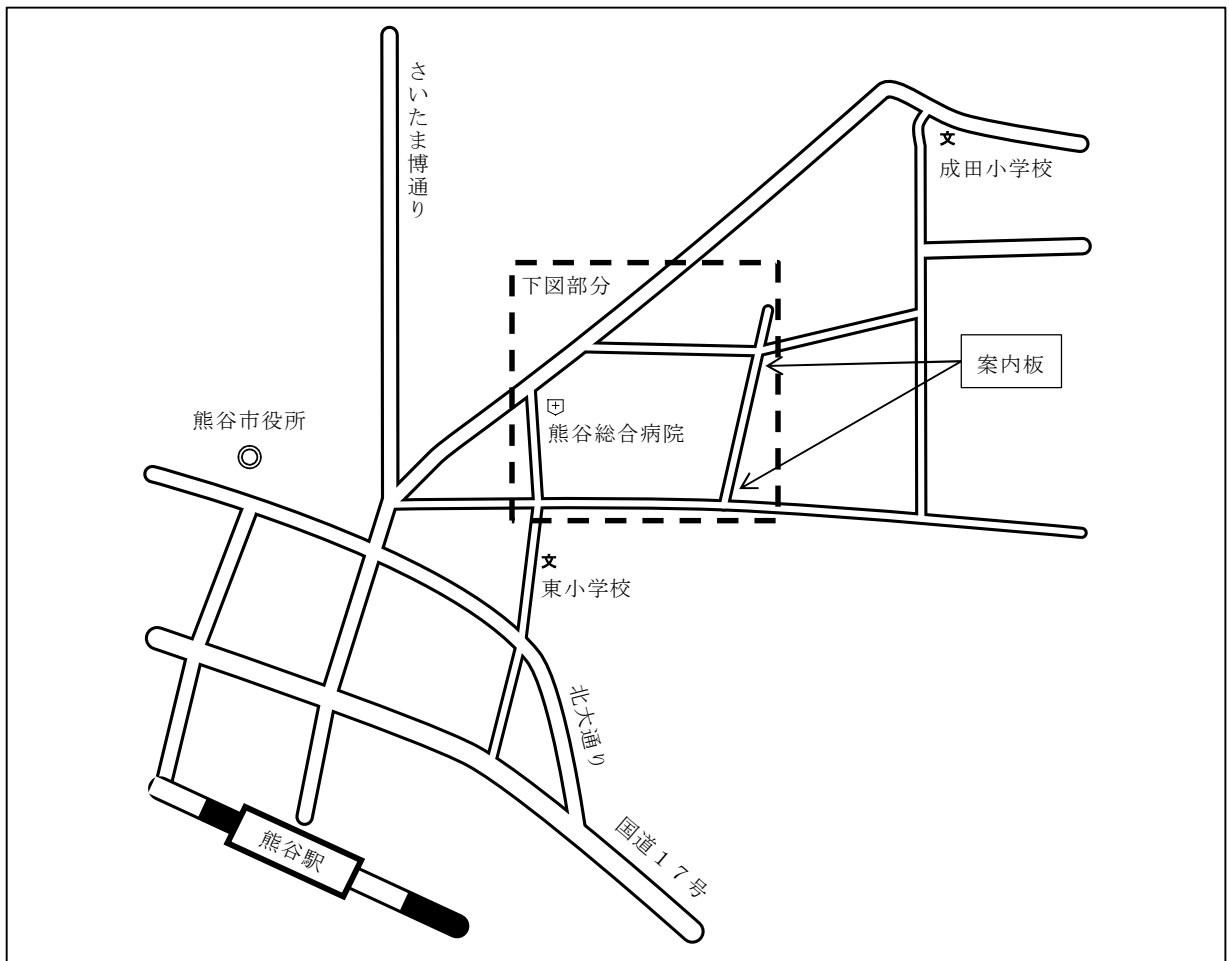
- (1) 土地の所有権移転登記は、換地処分に伴う登記の完了後に可能となります。この登記に要する費用などは購入者の負担となります。
- (2) 換地処分に伴う登記が完了する日までに土地の名義人を変更しようとする場合は、土地区画整理事務所にご相談ください。
- (3) 換地処分の直前に実施する確定測量によって土地の地積に変動が生じた場合は、増減した地積に応じ保留地売買契約書の単価で清算します。
- (4) 契約後の整地等は、購入者に行っていただきます。
- (5) 引渡後の一切の公租公課は購入者の負担になります。
- (6) 税金等については、それぞれの行政機関にお問い合わせください。
- (7) 土地は現状引き渡しとなります。電柱位置等、現地の状況を確認のうえ、お申し込みください。
- (8) 下水道の取り付け管は設置済です。
- (9) 所有権移転登記が完了するまでの間は、保留地を他人に譲渡することができません。
- (10) 先着の申し込みにより受付を終了した後、契約に至らず受付を再開することがございます。最新の公売状況は窓口、電話あるいは熊谷市ホームページでご確認ください。

- (11) 保留地購入に関し融資を受けようとする方は、下記金融機関にお問い合わせください。

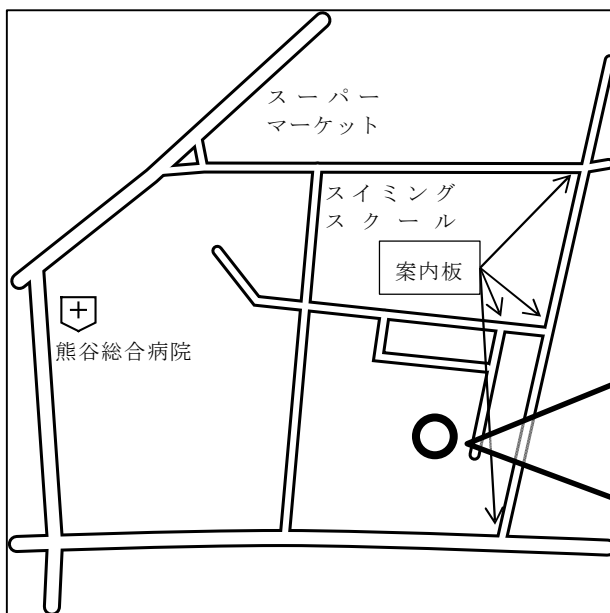
保留地担保協定締結金融機関

金融機関名	支店名等	電話番号
みずほ銀行	熊谷支店	(048) 523-5111
熊谷商工信用組合	市内各店舗	(048) 522-4381
北越銀行	熊谷支店	(048) 522-1041
武蔵野銀行	市内各店舗	(048) 523-6111
東和銀行	市内各店舗	(048) 522-4141
足利銀行	熊谷支店	(048) 523-0078
埼玉縣信用金庫	市内各店舗	(048) 523-2101
群馬銀行	熊谷ローンステーション	(048) 523-8777
八十二銀行	熊谷支店	(048) 524-8282
中央労働金庫	熊谷支店	(048) 522-1896
埼玉りそな銀行	市内各店舗	(048) 521-1511
三井住友銀行	熊谷支店	(048) 523-1801
くまがや農業協同組合	市内各店舗	(048) 521-6061

事務所案内



事務所付近詳細図



熊谷市土地区画整理事務所

〒360-0013

熊谷市中西四丁目20番15号

電話

(048) 527-5335

FAX

(048) 527-5336

様式第4号(第19条関係)

保 留 地 買 受 申 請 書

令和 年 月 日

熊谷都市計画事業上石第一土地区画整理事業

施行者 熊谷市

代表者 熊谷市長 富岡 清 あて

住 所

ふりがな

氏 名

電 話

熊谷都市計画事業上石第一土地区画整理事業に係る保留地を買い受けたいので、次のとおり申し込みます。

記

街 区 番 号	画 地 番 号	符 号	地 積
7	14		約278平方メートル
申 請 理 由			

様式第4号(第19条関係)

保 留 地 買 受 申 請 書

令和 年 月 日

熊谷都市計画事業上石第一土地区画整理事業

施行者 熊谷市

代表者 熊谷市長 富岡 清 あて

住 所

ふりがな

氏 名

電 話

熊谷都市計画事業上石第一土地区画整理事業に係る保留地を買い受けたいので、次のとおり申し込めます。

記

街 区 番 号	画 地 番 号	符 号	地 積
16	1		約103平方メートル
申 請 理 由			

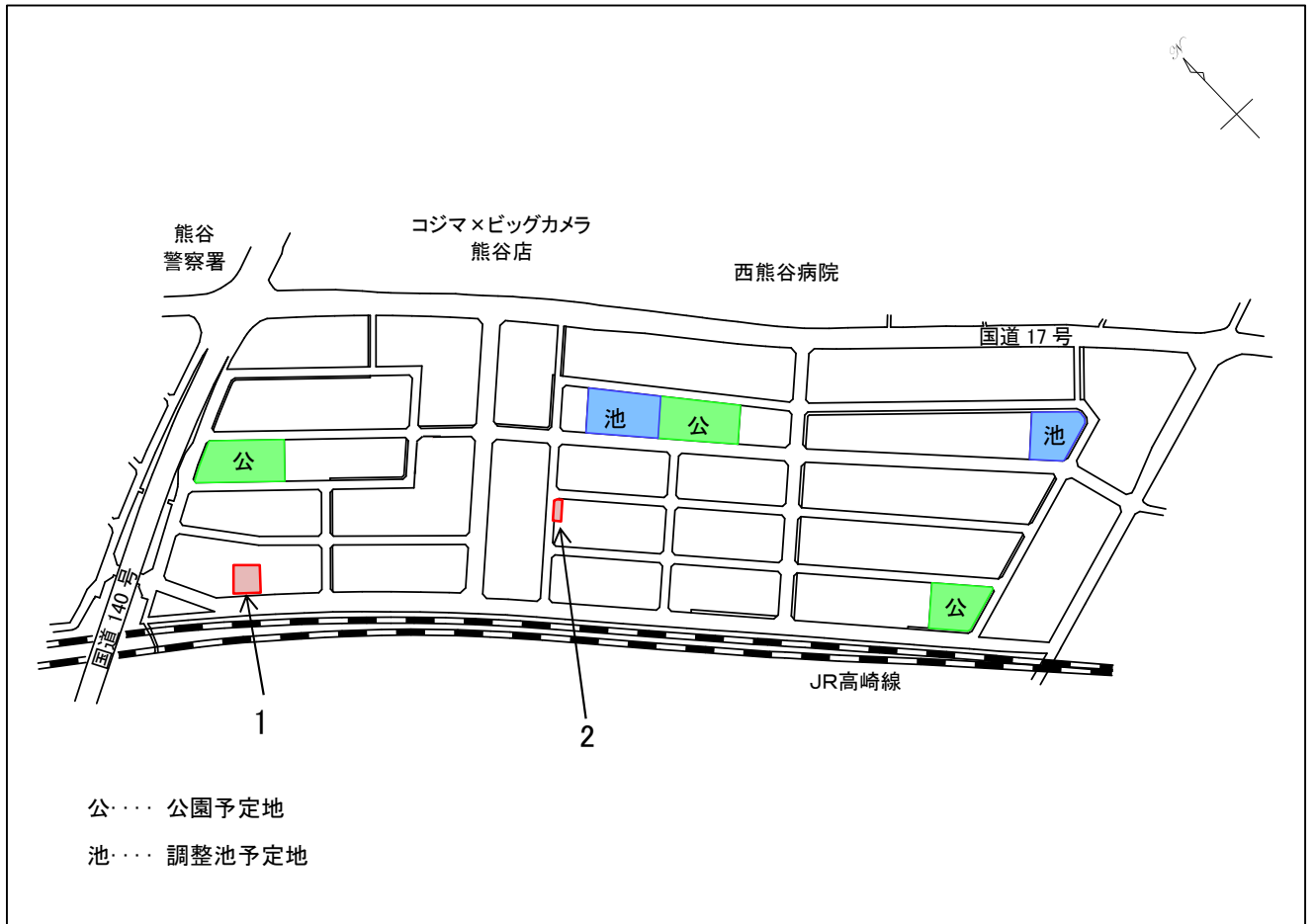
上石第一土地区画整理事業

保留地位置図

公売価格一覧

物件調書

保留地位置図



公売価格一覧

表示 番号	街区 番号	画地 番号	面積 (約 m ²)	m ² 当り価格 (円)	公売価格 (円)	坪換算 (約)	
						面積 (坪)	価格 (円)
1	7	14	278	52,100	14,483,800	84.10	172,221
2	16	1	103	46,800	4,820,400	31.15	154,711

物 件 調 書

表示番号	1			
公 売 価 格	14,483,800 円	(㎡当り単価)	52,100 円	
所 在 地	7 街区 14 画地			
地 積	約 278 ㎡			
道路と敷地の関係	南東側に区画整理による 9m道路に接する。			
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域		
	建築基準法	用途地域	第1種住居地域	
		建ぺい率	60%	容積率 200%
	その他	防火地域等	なし	
		地区計画	なし	
供給処理施設の状況		事業所名	電話	
電 気	可	東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンター埼玉	0120-995-442	
上水道	可	熊谷市上下水道部	048-520-4132	
下水道	可	熊谷市土地区画整理事務所	048-527-5335	
都市ガス	無			
公共施設等	J R 熊谷駅	約 3.0 km		
	国際十王バス 西熊谷病院前バス停	約 600 m		
	市立石原小学校	約 1.3 km		
	市立大原中学校	約 1.2 km		
<p>その他注意事項 上石第一土地区画整理事業 保留地</p> <p>所有権移転登記は、換地処分に伴う登記後となり、登記に伴う費用は、買受人の負担となります。</p> <p>地積は、事業終了時の出来形確定測量で確定いたしますが、この結果に応じて端数分を清算させていただきます。</p>				
<p>明細図</p> <p>● 電柱位置 →支線位置</p>				

物 件 調 書

表示番号	2			
公売価格	4,820,400円	(㎡当り単価)	46,800円	
所在地	16街区 1画地			
地積	約 103㎡			
道路と敷地の関係	北東・北西側に区画整理による6m道路に接する。			
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域		
	建築基準法	用途地域	第1種住居地域	
		建ぺい率	60%	容積率 200%
	その他	防火地域等	なし	
		地区計画	なし	
供給処理施設の状況		事業所名	電話	
電気	可	東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンター埼玉	0120-995-442	
上水道	可	熊谷市上下水道部	048-520-4132	
下水道	可	熊谷市土地区画整理事務所	048-527-5335	
都市ガス	無			
公共施設等	J R熊谷駅	約 2.8 km		
	国際十王バス 西熊谷病院前バス停	約 270 m		
	市立石原小学校	約 950 m		
	市立大原中学校	約 1.1 km		
その他注意事項	上石第一土地区画整理事業 保留地 所有権移転登記は、換地処分に伴う登記後となり、登記に伴う費用は、買受人の負担となります。 地積は、事業終了時の出来形確定測量で確定いたしますが、この結果に応じて端数分を清算していただきます。			

明細図

